

優良な事業主を育て違法な事業主を淘汰するための仕組みについて  
(論点)

論 点

1 違法派遣の防止・是正について

- (1) 違法派遣の場合において、その是正を図りつつ、派遣労働者の保護にも資する手法として、派遣先に雇用契約申込みを行わせることや、「みなし雇用」を導入することが考えられるが、その対象となる範囲や労働条件の設定を含め、どのように考えるか。
- (2) 現行では、違法派遣の是正のための派遣先に対する措置として、勧告・公表の規定が設けられている。違法派遣の防止・是正をさらに実効あるものとするため、特に派遣先に対する制裁措置の強化を含め、どのような対応が考えられるか。

2 今般の派遣元指針の改正により、派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、派遣料金の額や派遣労働者の賃金の額に関する情報を公開することとしているが、これに加え、どのような対応が考えられるか。(第7回研究会資料1の再掲)

3 その他労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保を図るため、どのような対応が考えられるか。特に、①法令遵守を徹底するため、その内容等について周知・説明を行わせること、②欠格事由、許可基準の在り方、③労働者派遣事業適正運営協力員制度の在り方について、どのように考えるか。